

社会的養護の社会化フォーラムを通して、松阪地域にも子どもに関わる活動をしている団体はたくさんあることがわかりました。各団体がつながり合えるように、このコーナーで紹介させていただきます！

Vol.7 ミエメン

代表の川端賢一さんは、2012年に第3子の育休をとっていた時、自分も家事育児を一生懸命やっているのに、奥さんが我慢している事を知って悩んでいたそうです。そのことをサッカースクールの先生をしながら子育てをしていた高山さんに話をしたところ、自分も家事と育児と仕事をどうやって両立したらいいのか悩んでいると聞き、一緒に活動しようとして「ミエメン」を立ち上げました。あと2人の父親も加わり、家族ぐるみで子育てをすることで、我が子しか見えなかった子どもの様子も客観的に見ることができ、父親も家事育児を自分の人生のために楽しんで一緒にできたらと考えるようになったそうです。



「ミエメン」の活動では父親向けのイベントを開催したり情報発信をされていて、フェイスブックで父親たちの子育て交換日記「週間papa!」も発信しています。活動を通して、パパ友を作るのは難しいと感じていることから、「今後は育児を楽しむお父さんがベビーカーを押してカフェで集まれるようになったら」と笑顔で話されました。

子育てが母親だけのものではなく、父親の参加でもっと楽しいものになるといいのにと話を聞きながら思いました。



●チャイルドラインMIEの2019年度年次報告書が完成しました。昨年度1年間の三重県の子どもたちからの電話は、4135件でした。チャイルドラインは、たくさんの方のご支援に支えられて運営しています。事業を継続していくためには、引き続き、みなさんのご支援が必要です。チャイルドライン支援会員（1口3,000円）としてご支援くださる方を募集しています。

●チャイルドラインMIE

(きいてほしいな...)

子どもの心を受け止める

18歳までの子ども専用電話

0120-99-7777

毎週 月曜日～日曜日

午後4:00～午後9:00

●こどもほっとダイヤル

(助けて!も言える)

子どもだけが相談できる

18歳未満の子どものための相談電話

0800-200-2555

毎日 午後1:00～午後9:00

(12月29日～1月3日はお休み)



特定非営利活動法人 松阪子どもNPOセンター

〒515-0084 松阪市日野町788 カリヨンプラザ1F (開所日・時間 月～金10:00～17:00)
TEL 0598-20-8344 FAX 0598-20-8345 ホームページ <http://www.mknpo.jp/> eメール info@mknpo.jp

●この会に賛同し、会を支えてくださる個人・団体の方を募集しています●

正会員：年1口5,000円 支援会員：年1口3,000円 賛助団体会員：年1口10,000円
※入会金：300円

会員数 正会員：21名 支援会員：95名 賛助団体会員：24団体 (6月末日現在)

【賛助団体会員】 (敬称略)

- | | | | |
|----------------|-------------------|-------------------|----------------|
| ・医療法人 イワサ小児科 | ・医療法人 河合産婦人科 | ・鎮守の森を夢見る会・その二 | ・健康体操 ひまわり会 |
| ・うれしの 太田クリニック | ・医療法人 桜木記念病院 | ・東海印刷株式会社 | ・株式会社 富士土地 |
| ・株式会社 SK スズキ | ・株式会社 阪本事務機 | ・東海シール株式会社 | ・松阪市健康体操連絡協議会 |
| ・医療法人 大久保クリニック | ・ささおこどもクリニック | ・Smile Loop Photo | ・医療法人 南産婦人科 |
| ・おおたクリニック | ・医療法人 樹玲会 上瀬クリニック | ・ナガフジ産業有限会社 | ・医療法人 社団 鷺尾小児科 |
| ・岡田パッケージ株式会社 | ・医療法人 地主矯正歯科クリニック | ・はせがわこどもクリニック | ・他一団体 |

K O D O M O 21

子どもたちがのびやかで豊かな「子ども時代」を過ごすために

Summer NO.208

2020年 7月 1日

発行元：特定非営利活動法人
松阪子どもNPOセンター

チャイルドラインチャリティ映画会 「ママをやめてもいいですか!？」

日時 2020年9月19日(土)

会場 農業屋コミュニティ文化センター

① 10:00～11:40 ② 14:00～15:40 ③ 19:00～20:40

① ②ママさんタイム(未就学児と一緒に入場できます)



子育て中に子どもは可愛いし愛おしいのですが、時々子どもが言うことを聞かなかったり、家事に追われてイライラが溜まって爆発する時がありました。抱えている気持ちを出せず頑張ってきた自分があり、そんな時に共感してくれる人が欲しいと思いました。今もまだ新型コロナウイルスの影響で大変な時期ですが、ぜひ、子育て中のママに観てほしいと企画しました。感染防止のため、マスク着用、手洗い、消毒と、密にならないように席を1席以上開けたり、上映後の全シートの消毒などの対策をとっていきます。

尾木ママも絶賛! 応援コメントが到着～▶

残念ながら、今の日本は本当に子育てがしにくい。特にママたちに優しくない国だと思います。ホントに「親になったが運のツキ」って感じね。「今、つらい」けど、「だってママだから」と疲労困憊の自分を奮い立たせる。そんなママたちを観て本当に切なく、愛おしくなりました。ママたち、子育ての「つらい」「大変」をもっと分かち合えよう! 子育ては“共育”。この映画を通じて私たちも社会も素敵に変わっていきますように。(尾木ママ)

「ママをやめてもいいですか!？」応援コメント到着 ホームページより

お知らせ

子ども支援者養成講座

(ウェブ受講：受講料1講座1,500円)



子ども支援者養成講座は、毎年チャイルドヘルプライン MIE ネットワークが、チャイルドライン受け手養成や子ども支援者の資質向上のために開催している講座です。今回初めての試みとして、講座のビデオをウェブ配信することになりました。好きな時間に好きな所で受講することができます。ぜひこの機会に、子どもの権利を柱とした各講座をご受講ください。

申し込みは、松阪子どもNPOセンター事務所 または チャイルドヘルプライン MIE ネットワークホームページより申し込みください。

なお、受講いただく場合は、光回線以上のネット環境が必要です。環境が不十分ですと、受信できない場合があります。ご不明な方はお問い合わせください。

子どもの権利について考えてみませんか



□子どもの権利って何？

私は5歳の時、突然「ママとパパは別々に暮らすことになりました」と言われ、母と一緒に暮らしました。しばらくすると父が迎えに来て祖父母と暮らすことになりました。とても悲しい気持ちでしたが、父の怒った顔を見て私は何が起こったのか？わからないまま生活していました。しばらくすると新しい母がやって来ました。その時これ以上悲しい事が起こったら大変だと思い、今思うと何も感じないように感情にふたをしていたように思います。

私にきちんと説明してくれたり、気持ちを聞いてくれる大人はいませんでした。私は誰も信用出来ず、ずっと孤独でした。あの頃の私に、気持ちを聞いてくれる大人がいたら。自分の気持ちを整理して考える事が出来たように思います。子どもだからといって大人が決めてしまうのは違います。子どもの意見を聞くことが大切です。(西村)

□子どもを権利主体ととらえること

1994年「子どもの権利条約」を日本は批准しました。この条約には、18歳未満の子どもを大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、親は保護(養育)の義務を有し、子どもは保護(養育)される権利をもつ主体であることが謳われています。前文と本文54条からなり、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の大きく4つに分けられます。この条約を基に三重県でも子ども条例が作られ、子どもを権利の主体ととらえています。

私たちの活動は、子どもの権利条約の理念を基本とし、「子どもを権利主体」ととらえて現場をつくっています。しかし、口で言うのは簡単ですが、実際のところ、すぐに子どもをしてあげる対象(客体)にしてしまい、大人が主体の現場になってしまいます。キャンプの時、せっかく自然の中に来ただから川遊びをして駆け回ってほしいのは大人。じっと水の通り道をながめている子どもや、広場の隅でUNOをしている子どもには気持ちがざわついたりします。子どもの気持ちを聴くはずのチャイルドラインで、一生懸命解決策を話してしまう。大人の良かれと思うことが、子どもの良かれではないこと、自らの権利意識がいつも問われます。子どもの権利を言う前に、自分の権利をしっかりと見つめることから始まるのではないかと思います。自分が何を感じ、どうしたいのか、どう考えるのか、何を選択し、どう行動するのか…主体としての自分を明確にし、大切にすることが、他人を尊重すること、すなわち相互尊重につながるのではないのでしょうか。

それには乳幼児期からの愛着形成が大きく影響し、他人から受けとめられ、ありのままの自分でいいと思えることが大切です。私たちは子ども支援・子育て支援をとおして、子どもの気持ちを受けとめ、子どもに寄り添い、子どもと大人が学び合う地域をめざしています。そのために、今回からシリーズで「子どもの権利」について掲載し、学んでいきたいと思えます。(塩谷)

□三重県子ども条例より

前文 (抜粋)

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。

そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。

それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、思いや意見が尊重されることである。

子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

(中略)

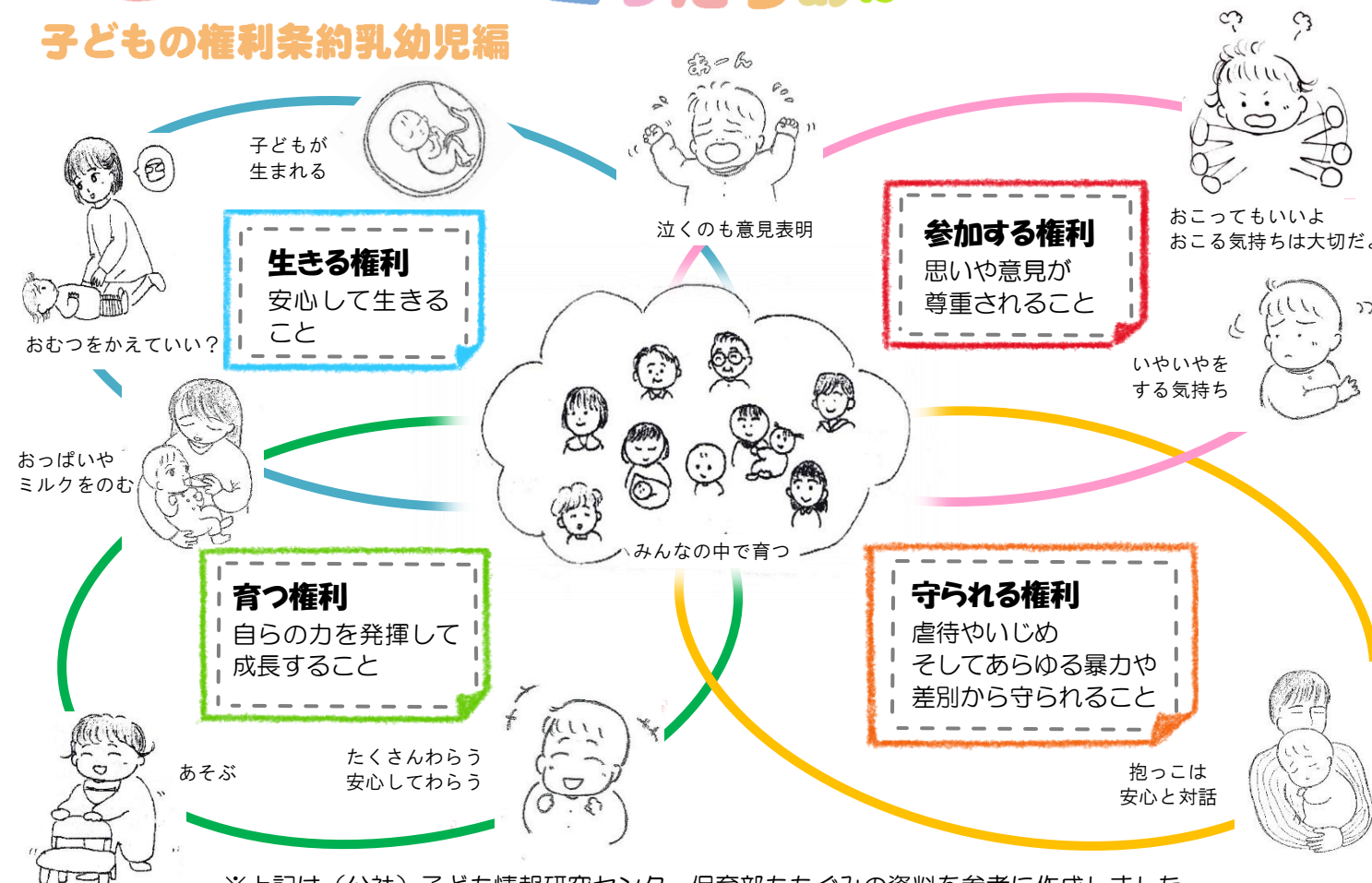
私たちは、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。

そのため、私たちは、相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

□あかちゃんの場合

子どもが主役♪ 困ったらあかちゃんに聴こう

子どもの権利条約乳幼児編



※上記は(公社)子ども情報研究センター保育部ももぐみの資料を参考に作成しました。

あかちゃんに聴こうってどういうこと？

あかちゃんが泣くのも
いやいやも意見表明
子どもはいろんなかたちで
自分の気持ちを表現します



「どうしたん?」「どうしたいの?」
ことばが話せなくても、
気持ちを感じることはできます

おかあさんと離れてさみしいかな
だっこしようか?
おむつかえようか?
おもちゃをとられてイヤやったねえ
ころんで痛かったね

子どもの感情や声は
いろんな気持ちを伝えようとしています
どんな気持ちでいるのか、
ひとりひとりを気にかけていな